

○神奈川県警察独身寮運営管理要綱の制定について

(昭和 63 年 3 月 16 日例規第 7 号／神厚発第 62 号／神務発第 204 号／神施発第 53 号／神会発第 47 号)

改正

平成元年 3 月 22 日例規第 21 号神 総発第 58 号	平成 2 年 2 月 7 日例規第 2 号神厚 発第 40 号神会発第 18 号神施発第 1 5 号神務発第 94 号	平成 3 年 3 月 30 日例規第 21 号神厚 発第 144 号神会発第 58 号神施発第 48 号神務発第 406 号
平成 4 年 3 月 17 日例規第 21 号神 務発第 338 号	平成 4 年 3 月 17 日例規第 28 号神厚 発第 101 号神会発第 47 号神施発第 40 号神務発第 346 号	平成 4 年 4 月 17 日例規第 54 号神厚 発第 227 号神会発第 105 号神施発第 95 号神務発第 599 号
平成 4 年 7 月 8 日例規第 74 号神務 発第 938 号神防発第 528 号神地一 発第 1 号	平成 6 年 11 月 1 日例規第 67 号神務 発第 1442 号	平成 7 年 3 月 24 日例規第 8 号神務 発第 452 号
平成 8 年 3 月 14 日例規第 8 号神厚 発第 116 号神会発第 57 号神施発第 63 号神務発第 402 号	平成 12 年 4 月 14 日例規第 21 号神 務発第 801 号	平成 13 年 3 月 23 日例規第 23 号神 務発第 564 号
平成 13 年 4 月 3 日例規第 35 号神 務発第 733 号	平成 15 年 6 月 10 日例規第 32 号神 施発第 252 号神厚発第 415 号	平成 16 年 9 月 7 日例規第 31 号神務 発第 1720 号
平成 17 年 2 月 23 日例規第 7 号神 施発第 51 号神厚発第 111 号	平成 17 年 3 月 29 日例規第 16 号神 務発第 622 号	平成 17 年 5 月 12 日例規第 26 号神 厚発第 367 号
平成 18 年 3 月 28 日例規第 28 号神 厚発第 240 号	平成 19 年 3 月 28 日例規第 14 号神 施発第 115 号神厚発第 232 号	平成 20 年 8 月 29 日例規第 42 号神 務発第 1649 号
平成 20 年 12 月 17 日例規第 57 号 神施発第 511 号神厚発第 989 号	平成 21 年 9 月 15 日例規第 27 号神 A 発第 32 号	平成 21 年 12 月 14 日例規第 34 号神 施発第 188 号
平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神 務発第 481 号	平成 23 年 3 月 22 日例規第 9 号神務 発第 370 号	平成 25 年 3 月 29 日例規第 24 号神 務発第 408 号
平成 25 年 12 月 9 日例規第 43 号神 施発第 145 号	平成 28 年 2 月 24 日例規第 2 号神刑 総発第 136 号	平成 28 年 3 月 24 日例規第 12 号神 厚発第 106 号
平成 29 年 3 月 31 日例規第 14 号神 務発第 465 号	平成 29 年 5 月 26 日例規第 22 号神 施発第 111 号	平成 30 年 3 月 30 日例規第 9 号神務 発第 468 号
平成 31 年 3 月 26 日例規第 7 号神 厚発 49 号	令和元年 6 月 17 日例規第 16 号神総 発第 114 号	令和 3 年 8 月 27 日例規 35 号神務発 第 807 号
令和 3 年 9 月 17 日例規第 43 号神 務発第 909 号	令和 4 年 3 月 3 日例規第 12 号神務 発第 233 号	

各所属長あて 本部長

独身寮は、突発重要事案発生時に、瞬時にして多数の青年警察官を招集し、警察責務遂行上必要な集団警察力を確保するという、いわゆる待機施設であるとともに、独身警察職員に住居を提供し、寮監等による生活指導を基に、共同生活を通じて健全な私生活を確立

させるなど福利厚生の充実を図るという重要な意義を有しているものであり、独身寮の運営管理に当たっては、その機能が常に遺憾なく発揮できる体制の整備が肝要なところである。

この度、神奈川県警察職員公舎管理規程(昭和 63 年神奈川県警察本部訓令第 3 号。以下「新公舎管理規程」という。)が新たに制定され、独身寮へ入居しようとする者の居住区分が明確化される等、独身寮の運営管理の見直しの必要が生じたことから、新たに「神奈川県警察独身寮運営管理要綱」(以下「新要綱」という。)を制定し、昭和 63 年 4 月 1 日から施行することとしたので、次の諸点に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

おつて、神奈川県警察独身寮運営管理規程及び同要綱の制定について(昭和 42 年 12 月 25 日 例規、神厚発第 256 号、神務発第 921 号。以下「旧要綱」という。)は廃止する。

記

1 制定の趣旨

独身寮の運営管理は、神奈川県警察独身寮運営管理規程(昭和 42 年神奈川県警察本部訓令第 25 号。以下「旧独身寮規程」という。)及び神奈川県警察独身寮運営管理要綱(昭和 42 年 例規)並びに神奈川県警察職員公舎等管理規程(昭和 30 年神奈川県警察本部訓令第 60 号。以下「旧公舎管理規程」という。)に基づいて運用してきたところであるが、旧公舎管理規程は、主として独身寮の入(退)居、使用料について、旧要綱は、寮生活の指導体制、生活環境の改善等について規定していた。

この度、旧公舎管理規程及び旧独身寮規程が全部改正され、新たに新公舎管理規程が制定され、独身寮に入居しようとする者は、原則として、別に定める居住区分により入居するものとされたことに伴い、旧要綱を全部改正して現状に適合した新要綱を制定して、独身寮の運営管理を充実させようとするものである。

2 解釈及び運用上の留意点

(1) 第 6 条関係

第 5 条に規定する独身寮に入居している者は、人事異動等に伴い居住区分の異なる所属等へ異動したときは、原則として定められた居住区の独身寮に転寮することを義務づけて集団警察力の強化を図ることとしたが、受入れることとなる独身寮の収容能力の限界等により、転寮が不可能になる場合を想定してあらかじめ相互の運営管理者が協議を行うこととしたものであり、従つて、協議を受けた運営管理者は、特別な支障がないのに受入れを拒むことのないよう留意すること。

なお、協議の結果、転寮が不可能となつた場合は、転寮者の入居している独身寮の運営管理者は、速やかに総括運営管理者にこの旨を報告して受入れが可能となるまでの間、転寮させず、又は他の独身寮への入居承認を受ける等、転寮者の入居独身寮の確保には十分配慮すること。

(2) 第 7 条関係

独身寮からの転寮期限を、7日以内と定めたのは、病気、大規模警備実施等の特別な理由を考慮して、その最大限の転寮期日を定めたものであるから、原則的には当該事由の発生後、速やかに転寮が行われなければならない。

(3) 第8条関係

「運営が困難になる」とは、第5条に規定する居住区分によれば、収容人員が著しく不均衡となり、集団警察力の確保が困難となる場合などをいう。

(4) 第9条関係

ア 第1項第2号及び第5号の規定により、入寮者を退去させる場合は、本人の所属長に意見を聞く等、その処遇について事後に問題が生じないように慎重に行うこと。

イ 「独身寮管理上、明渡しの必要が生じたとき。」とは、独身寮の用途変更、廃止及び改築(建替)等を行うため、立ち退きを必要とする場合等をいう。

(5) 第11条、第12条関係

寮監は、第12条各号に掲げる任務に当たるものであるが、この中でも特に入寮者の日常の寮生活を通じて行う生活指導は、社会人として、警察職員としてふさわしい習慣や態度を身につけさせ、真に信頼される警察職員を育成するという重要な任務を担っているものであるから、運営管理者は、寮監の指名に当たっては人格、識見、指導力を備えた適任者を指名するように留意すること。ただし、専任寮監の配置のない独身寮にあつては、所管する警察署の警務係の警部補を選任し、寮監の任務を行わせるものとする。

(6) 第20条、第21条関係

寮当番は、自主警戒警備上及び有事即応体制を確立する上で重要なものであることに鑑み、寮当番の割当ては、当該運営管理者が行うこととしたが、この割当てに当たっては、非番者又は週休者等を当てることとして、本来業務に支障を及ぼすことのないように留意すること。

なお、寮当番の人員、サービス時間及びサービス方法等については、入寮者数及び寮監の勤務体制等が独身寮ごとに異なることから、運営管理者がその実態に応じて、定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に際し、現に寮長及び副寮長に指名されている者は、この要綱の規定により、それぞれ寮長及び副寮長に指名されたものとみなす。

附 則(平成元年3月22日例規第21号神総発第58号)

附 則(平成 2 年 2 月 7 日例規第 2 号神厚発第 40 号神会発第 18 号神施発第 15 号神務発第 94 号)

附 則(平成 3 年 3 月 30 日例規第 21 号神厚発第 144 号神会発第 58 号神施発第 48 号神務発第 406 号)

附 則(平成 4 年 3 月 17 日例規第 21 号神務発第 338 号)

附 則(平成 4 年 3 月 17 日例規第 28 号神厚発第 101 号神会発第 47 号神施発第 40 号神務発第 346 号)

附 則(平成 4 年 4 月 17 日例規第 54 号神厚発第 227 号神会発第 105 号神施発第 95 号神務発第 599 号)

附 則(平成 4 年 7 月 8 日例規第 74 号神務発第 938 号神防発第 528 号神地一発第 1 号)

附 則(平成 6 年 11 月 1 日例規第 67 号神務発第 1442 号)

附 則(平成 7 年 3 月 24 日例規第 8 号神務発第 452 号)

附 則(平成 8 年 3 月 14 日例規第 8 号神厚発第 116 号神会発第 57 号神施発第 63 号神務発第 402 号)

附 則(平成 12 年 4 月 14 日例規第 21 号神務発第 801 号)

附 則(平成 13 年 3 月 23 日例規第 23 号神務発第 564 号)

附 則(平成 13 年 4 月 3 日例規第 35 号神務発第 733 号)

附 則(平成 15 年 6 月 10 日例規第 32 号神施発第 252 号神厚発第 415 号)

附 則(平成 16 年 9 月 7 日例規第 31 号神務発第 1720 号)

附 則(平成 17 年 2 月 23 日例規第 7 号神施発第 51 号神厚発第 111 号)

附 則(平成 17 年 3 月 29 日例規第 16 号神務発第 622 号)

附 則(平成 17 年 5 月 12 日例規第 26 号神厚発第 367 号)

附 則(平成 18 年 3 月 28 日例規第 28 号神厚発第 240 号)

附 則(平成 19 年 3 月 28 日例規第 14 号神施発第 115 号神厚発第 232 号)

附 則(平成 20 年 8 月 29 日例規第 42 号神務発第 1649 号)

附 則(平成 20 年 12 月 17 日例規第 57 号神施発第 511 号神厚発第 989 号)

附 則(平成 21 年 9 月 15 日例規第 27 号神 A 発第 32 号)

附 則(平成 21 年 12 月 14 日例規第 34 号神施発第 188 号)

附 則(平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神務発第 481 号)

附 則(平成 23 年 3 月 22 日例規第 9 号神務発第 370 号)

附 則(平成 25 年 3 月 29 日例規第 24 号神務発第 408 号)

附 則(平成 25 年 12 月 9 日例規第 43 号神施発第 145 号)

附 則(平成 28 年 2 月 24 日例規第 2 号神刑総発第 136 号)

附 則(平成 28 年 3 月 24 日例規第 12 号神厚発第 106 号)

附 則(平成 29 年 3 月 31 日例規第 14 号神務発第 465 号)

附 則(平成 29 年 5 月 26 日例規第 22 号神施発第 111 号)

附 則(平成 30 年 3 月 30 日例規第 9 号神務発第 468 号)

附 則(平成 31 年 3 月 26 日例規第 7 号神厚発 49 号)

附 則(令和元年 6 月 17 日例規第 16 号神総発第 114 号)

附 則(令和 3 年 8 月 27 日例規 35 号神務発第 807 号)

附 則(令和 3 年 9 月 17 日例規第 43 号神務発第 909 号)

附 則(令和 4 年 3 月 3 日例規第 12 号神務発第 233 号)